

『朝野群載』 卷二一 校訂と註釈 (二)

朝野群載研究会

凡例 (追加)

本文編

六註

・引用史料の略称について、以下の事例を追加する。

- 『今昔物語集』 ↓ 『今昔』
- 『政事要略』 ↓ 『要略』
- 『日本三代実録』 ↓ 『三実』
- 『日本文徳天皇実録』 ↓ 『文実』
- 『御堂閔白記』 ↓ 『御堂』
- 『類聚三代格』 ↓ 『三代格』

・律令の条文名、番号は『日本思想大系 律令』(岩波書店、一九七六)に従い、『延喜式』も同様に『訳注日本史料 延喜式』上・中巻(集英社、二〇〇〇・〇七)に依拠した。

(吉永 匡史)

⑨三善為康兼任越前権介官符

外國官人官符

太政官符越前國司

正五位下行諸陵頭兼算博士三善朝臣為康

右正月廿八日兼任彼國權介畢。國宣承知、至即任用。符到奉行。

正四位下行左中辨藤原朝臣 正五位下行左大史兼算博士能登介小

槻宿祢

大治五年二月廿六日

⑩伴久永任淡路少掾官符

太政官符淡路國

從七位上伴宿祢久永

右正月廿六日任彼國少掾畢。國宜承知、至即任用。緣海之國、亦宜給糧。符到奉行。

正四位下行左中弁藤原朝臣 修理左宮城判官正五位下行大炊頭兼左

大史算博士小槻宿祿

寬治四年二月廿六日

⑪三善為長諸國權介申文

從五位下行算博士美濃介三善朝臣為長誠惶誠恐謹言

請特蒙 天恩、因准先例、停美濃介被改任備後介・周防權介等闕狀

當道博士兼任權守・介并改任要國例

家原氏主 貞觀四年兼美作權介
同九年兼尾張權守

有宗益門 貞觀七年兼信濃權守

家原繩雄 貞觀十一年兼但馬權守

同高鄉 寬平六年兼備後權介

大藏良實 延喜十九年兼周防介

同忠臣 正曆二年兼周防權介

祖父茂明 長德二年兼美作權介

親父雅賴 治安二年兼土左介
長元六年兼備前權介

右為長謹檢案內、當道儒士兼要國權守・介并改任之例、略載于狀右矣。抑為長去四月除目、本望之外、兼件國介。爰彼國有兼任之名、無微俸之實。依非宿望、重仰朝恩。望請 天恩。因准先例、被改任件等國介闕者、將知稽古之力。為長誠惶誠恐謹言。

寬治二年十二月廿五日 從五位下行算博士兼美濃介三善朝臣

⑫加賀初任國司庁宣

初任國司廳宣

新司宣 加賀國在廳官人・雜任等

仰下 三箇條事

一、可早進上神寶勘文事

右件神寶、或於京儲之、或於國調之者。且進上勘文、且可致其勤。

又恒例神事、槩守式日、殊可勤行矣。

一、可催行農業事

右國之興復、在勸農業。農之要務、在修池溝。宜下知諸郡、早令催

勤矣。

一、下向事

右大略某月比也。於一定者、追可仰下之。

以前條事、所宣如件。宜承知依件行之。以宣。

延喜十年 月 日

⑬但馬初度國司庁宣

初度 廳宣 但馬國在廳官人等

仰下雜事

一、可勤仕恒例神事

右國中之政、神事為先。專致如左之嚴奠、須期部內之豐稔。一境殷富、乃貢易備。百姓安堵、資用已足者。

一、可修固池溝堰堤事

右農務之要、尤在池溝。宜下知諸郡、早致修固也。

一、可催勸農業事

右國以民為本、民以農為先。然則乃貢之備、尤在此事。早以勤行者。以前條事、所宣如件。宜知此狀、依件行之。故宣。

守 年月日

⑭但馬第二度国司庁宣

第二度
廳宣 在廳官人等

仰下條事

一、可令注進官物率法事

右色々率徴一々可注進之。

一、可同令注進一所目代并郡司・別符司等事

右為令尋沙汰、早可注申之。

一、可同令注進當年田數并國內起請田・農料事

右國中之政、農料為先、官物為宗。早注委細、可令進上。兼可致用意之故也。

一、可參上在廳官人等兩三人事

右為召問先例國事、為宗之輩早可參上之。

以前條事、所宣如件。在廳官人等、宜承知依件行之。

元永元年十二月九日

右兵衛權佐兼大介藤原朝臣

⑮定遣国目代庁宣書様

定遣國目代

廳宣 在廳官人等

定遣目代事

散位中原朝臣某

右人為令執行一事已上、所定遣如件。宜承知、依件行之。以宣。

守 年月日

⑯定遣国目代源清基庁宣

廳宣 在廳官人等

散位源朝臣清基

右件人為令執行國務、補目代職、發遣如件。在廳官人等、宜承知、一事已上、可從所勸。不可遺失。故宣。

年月日

守藤原朝臣

送前司館書狀書様

送前司館書狀

某謹言。除目案内、定風聞候歟。御上道何程乎。可然者、於洛下可奉待候。諸近將執啓。謹言。

月日

加賀守某

謹々上 前司御館

謹々上 前司御館

⑰遣新司許書狀書様

獻新司許書

某頓首謹言。披閱除書、被拜任當國、本意已足、喜悅亦深。幸甚々々。抑熊軾期、何程許乎。慥承案内、可參仕境間。但御頓料解文、注別紙謹以進上。伏賜恩納跪所望也。某頓首謹言。

謹々上新司殿政所

謹々上新司殿政所

謹々上新司殿政所

謹々上新司殿政所

謹々上新司殿政所

⑱ 頓料解文

頓料解文

進上

新司頓料物事

合若干

右依例進上如件。

延喜十年 月 日 前司藤原朝臣

⑳ 山城新国司請給鉤匙解

山城國司解 申請 官裁事

請被給鉤匙開檢不動倉狀

右謹檢案内、不動之物、理須算計。非加開檢、何知積高。望請 官裁。

被給鉤匙將備交替。仍録事狀、謹解。

康平七年 月 日

從五位下行守橘朝臣經俊

案之、拜任受領之吏、在前申請文也。付官申納言。

注 釈 編

⑨ 三善為康兼任越前權介官符

外國官人官符

太政官符越前國司

正五位下行諸陵頭兼算博士三善朝臣為康

右正月廿八日兼任彼國權介畢。國宜承知、至即任用。符到奉行。

正四位下行左中辨藤原朝臣

正五位下行左大史兼算博士能登介小

大治五年二月廿六日

槻宿祢

【校訂註】

- (1) 算…「管」「算」と傍訂 (東)
- (2) 善…「蓋」「善」と傍書 (伴)
- (3) 兼…「夷」(紅)、「夷」(兼)と傍書 (伴)
- (4) 彼…「被」(紅)、「被」(彼)と傍書 (伴)
- (5) 畢…下に「國權介畢」あり (東)、「畢」を補 (伴)
- (6) 到…「至」「到」と傍書 (伴)
- (7) 算…「管」「算」と傍訂 (東)

【書き下し】

外國官人の官符⁽¹⁾

太政官符す 越前國司⁽²⁾

正五位下行諸陵頭兼算博士三善朝臣為康⁽³⁾

右正月廿八日彼国の権介に兼任し畢ぬ。国宜しく承知し、至らば即ち任用すべし。符到らば奉行せよ。

正四位下行左中弁藤原朝臣 正五位下行左大史兼算博士能登介小槻

宿祿

〔一三〇〕
大治五年二月廿六日

【註】

(1) 外国官人の官符 卷二二冒頭の目録における「外任官符」にあたる。

(2) 越前国司 守以下、赴任先の現地官人をさす。守は藤原顕能。権中納言顕隆男。大治二年（一一二七）十二月二十日任（『中右記』）。母は鳥羽天皇の乳母である越後守藤原季綱女悦子。

(3) 三善朝臣為康 『群載』の編者。算博士三善為長に学び、その養子となつて三善氏を名乗る。永久元年（一一一三）算博士に任じられ、また諸陵頭を兼ねた。博士旁により尾張介・上総介等を歴任（『成文抄』）。本文書の越前権介も同じく博士旁による兼国と考えられる。

(4) 藤原朝臣 藤原実光。右中弁有信男。寛治五年（一〇九二）に文章得業生として見え、以後弁官としての官歴を重ねる。永久五年（一一一七）には正五位下左少弁・左衛門権佐となり、同年四月に藏人を兼ねた。のち参議・左大弁や大宰大式を経て権中納言に至り、久安三年（一一四七）五月二二日薨去。

(5) 小槻宿祿 小槻政重。左大史盛仲男、あるいは弟。保安三年（一一二二）の盛仲卒去後、大夫史となる。算博士を兼ね、二十数年にわたつて実務官人として活躍。「忠直兼備」と称される有能な

人物であつた（『台記』）。天養元年（一一四四）三月十七日卒。
⑥ 文書註参照。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は国司が任官された時に発給される任符である。外国国司の任官に際して赴任先の国に対しこのような太政官符が発給されたため、『群載』編纂の際に外国官人官符という見出しが付されている。

任符の発給においては、まず除目で作られた召名を式部省が勘合し、その写し（除目簿案）が弁官局に送られ、任符が作成される。次に任符を少納言局に送り、外記に勘じさせた上で請印し、再び弁官局を経て新任者に配給されるという手続きが行われる。任官日から任符作成日までに一箇月が過ぎているのは、以上の手続きに要した時間である。本文書は『群載』編纂者である為康自身の任符であり、自らの任符の写しを作成して蓄積していたと考えてよいであろう。

為康は算博士として何度か兼国にあずかつており（『成文抄』）、本文書も同様の論理に基づく任官に関わるものである。本文にみえる「奉行」とは公式令による書止文言であるが、具体的には現地での任符確認・受理作業（『群載』卷二二③⑧・10・11）をさし、『時範記』に実例が確認できる。外国国司は任符の到着をもつて交替の基準としていた（田令34在外諸司条集解跡記・朱説所引先説）ため、権介として遙授国司であつた本文書の事例においても「奉行」は必要な処理であつた。

【関連史料】

延喜太政官式17新任国司食伝条、『符宣抄』第八任符、『成文抄』第

【参考文献】

市大樹「国司任符の発給について」〔延喜式研究〕一四、一九九八）、同「国司任符に関する基礎的考察」〔古文書研究〕四七、一九九八）、渡辺滋「日本古代における任官関係文書の特質」〔日本史研究〕五一四、二〇〇五）

（澤 晶裕）

⑩伴久永任淡路少掾官符

太政官符淡路國

從七位上伴宿祢久永

右正月廿六日任彼國少掾畢。國宜承知、至即任用。縁海之國、亦宜給糧。符到奉行。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

正四位下行左中弁藤原朝臣

修理左宮城判官正五位下行大炊頭兼左

大史算博士小槻宿祢

寛治四年二月廿六日

【校訂註】

- (1) 掾…「椽」（紅・東・伴）
- (2) 國…「固」（紅）、「固」〔國〕と傍書（伴）
- (3) 亦…「工」（紅）、「工」〔亦〕と傍書（伴）
- (4) 到…「利」〔到〕と傍書（伴）
- (5) 奉行…欠（紅）
- (6) 宮城…「京」（紅）、「京」〔宮城〕と傍訂（伴）

- (7) 算…「管」（東）
- (8) 小…脱（紅）

【書き下し】

太政官符す 淡路國

從七位上伴宿祢久永

右正月廿六日彼國の少掾に任じ畢ぬ。國宜しく承知し、至らば即ち任用すべし。縁海の國、亦宜しく糧を給ふべし。符到らば奉行せよ。

正四位下行左中弁藤原朝臣

修理左宮城判官正五位下行大炊頭兼左

大史算博士小槻宿祢

寛治四年二月廿六日

【註】

- (1) 淡路國 類例との比較をふまえると、任符の宛先は国司とされることが多い。またこの時期の供給のあり方を考えると、ここでは淡路国司をさすであろう。守は藤原行実。
- (2) 伴宿祢久永 ほかにみえず。
- (3) 縁海の國 ここでは摂津、あるいは播磨のことであろう。国司の赴任に際して、九世紀以前においては駅伝制に基づき摂津・紀伊を通る経路が想定されていたが、当該文書の時期には西海道・山陽道・南海道の国司は海路による赴任が許可されていると考えられる。
- (4) 藤原朝臣 藤原季仲。権中納言経季男。造大安寺長官。天喜六年（二〇五八）叙爵、延久元年（二〇六九）刑部少輔、以後弁官を歴任し、寛治六年（二〇九二）藏人頭となる。同八年参議・右大

弁となり、のち正二位権中納言に至る。康和四年（一一〇二）大宰権帥となり、龜門宮事件に関わって配流を受けた。元永二年（一一一九）六月一日、配所において没する。

- (5) 小槻宿祿 小槻祐俊。左大史孝信男。承暦元年（一〇七七）ごろ大夫史となり、大炊頭、主税頭等を歴任し、算博士を兼ねた。息子に盛仲がおり、康和五年（一一〇三）には大夫史を譲った。永久二年（一一一四）二月没。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は国司が任官された時に発給される任符である。寛治四年正月の除目に関わる文書と考えられる。九世紀以前においては国司が「伝符」を給わり、伝馬を用いて赴任することが行われていた。しかし九世紀末に伝符が廃止されると、任符に「可給食馬」という文言が付され、それによって路次の国々での供給を受けるようになった。しかし供給の場であった郡家はこの時期にはほぼ機能しなくなってしまう、赴任に際しては郎等が宿所を点定しながら向かい（『群載』卷二二³⁸・6）、路次の国司による供給を受けていたと考えられる（『時範記』）。本文書に「縁海之国」に対して供給を命じる文言があるのは、そのような事情を示すものである。

久永が任じられた官は少掾である。すなわち任用国司であり、現地への赴任もふまえて供給文言の付された任符が作成されているのである。なお、掾への任官経路は二合・種々拳など数多く、久永自身の出自もはっきりしないため、任官理由などは不明である。

なお、これらの文書は、『周易抄』紙背文書群と同様の内案という可能性がある（田島公『周易抄』紙背文書と内案』『日本歴史』六〇

八、一九九九）。

【関連史料】

延喜太政官式17新任国司食伝条、延喜民部式44国司赴任条、『符宣抄』第八任符、『成文抄』第二任符返上

【参考文献】

市大樹「国司任符の発給について」（『延喜式研究』一四、一九九八）、同「国司任符に関する基礎的考察」（『古文書研究』四七、一九九八）、武田信一「古代淡路の海上交通について」（『兵庫県の歴史』二七、一九九一）、松原弘宣『古代海上交通史の研究』（吉川弘文館、一九八五）、森哲也「律令国家と海上交通」（『九州史学』一一〇、一九九四）、渡辺滋「日本古代における任官関係文書の特質」（『日本史研究』五一四、二〇〇五）

（澤 晶裕）

①三善為長諸国権介申文

従五位下行算博士美濃介三善朝臣為長誠惶誠恐謹言

請特蒙 天恩、因准先例、停美濃介被改任備後介・周防権介等闕状

當道博士兼任権守・介并改任要國例

家原氏主〈貞觀四年兼美作権介／同年兼尾張権守〉⁽⁹⁾

有宗益門〈貞觀七年兼信濃権守〉⁽¹²⁾

家原繩雄〈貞觀十一年兼但馬権守〉⁽¹³⁾

同高郷〈寛平六年兼備後権介〉⁽¹⁴⁾

大藏良實〈延喜十九年兼周防介〉

同忠臣〔正暦二年兼周防權介〕⁽¹⁶⁾
祖父茂明〔長徳二年兼美作權介〕⁽¹⁸⁾

親父雅頼〔治安二年兼土左介／長元六年兼備前權介〕⁽²⁰⁾

右為長謹檢案内、当道儒士兼要國權守・介并改任之例、略載于状右矣。抑為長去四月除目、本望之外、兼任國介。爰彼國有兼任之名、無微俸之實。依非宿望、重仰朝恩。望請 天恩。因准先例、被改任件等國介闕者、將知稽古之力。為長誠惶誠恐謹言。⁽²³⁾

寛治二年十二月廿五日 從五位下行算博士兼美濃介三善朝臣⁽³¹⁾⁽³²⁾

【校訂註】

- (1) 算…「管」(東)
- (2) 濃…「濃」〔「乃」と傍書〕(伴)
- (3) 被…脱「被」を補(伴)
- (4) 改…「政」(紅・東)、「政」〔「改」と傍訂〕(伴)
- (5) 「兼」以下11字細字(紅)
- (6) 兼…「宜」〔「兼」と傍書〕(伴)
- (7) 「任」以下10字細字〔「以下本行」と傍書〕(伴)
- (8) 兼…欠(紅)、脱(伴)
- (9) 九…「六」(紅)、「九」〔「六」と傍書〕(伴)
- (10) 兼尾張權守…欠(紅)、「兼信濃權介」(伴・大)
- (11) 益…「久衛」(紅)、「久衛」〔「益」と傍訂〕(伴)
- (12) 權…脱(史・豊)、脱「權」を補(伴)
- (13) 同…「国」〔「同」と傍訂〕(伴)
- (14) 郷…「郷」〔「郷」と傍書〕(伴)
- (15) 介…「介」〔「守イ」と傍書〕(史・豊)、「守」(伴)

(16) 「同」以下12字脱〔該当本文を補、「本ノ如ク」と傍書〕(葉)

(17) 兼…脱〔「兼」を補〕(伴)

(18) 父…脱〔「父」を補〕(伴)

(19) 徳…「源」(東)

(20) 治…脱〔「治」を補〕(東)

(21) 土…「直」(紅)、「直」〔「土」と傍訂〕(伴)

(22) 左…「佐」(史・豊・大)

(23) 檢…「稔」(紅)、「稔」〔「檢」と傍書〕(伴)

(24) 兼…脱〔「兼」を補〕(伴)

(25) 微…「筱」〔「微」と傍書〕(伴)

(26) 重…「言」(底・葉)、「言」〔「重イ」と傍書〕(史・豊)

(27) 朝…闕字す(史・豊)

(28) 改…脱(底)

(29) 古…「右」〔「古」と傍書〕(伴)

(30) 力…下に「為」あり(底)、下に「矣」を補(史)、下に「矣」あり(豊・大)

(31) 算…「管」(東)

(32) 博士…脱(紅)、脱「博士」を補(伴)

補注

「有宗益門〔貞觀七年兼信濃權守〕」と「家原繩雄〔貞觀十一年兼但馬權守〕」の部分について、史・豊における書写過程はやや複雑である。まず、本文として「有宗益門〔貞觀十一年兼但馬權守〕」と記したあと、余白部分に「家原繩雄」と「貞觀七年兼信濃權守」を書き入れ、次いで「有宗益門」と「貞觀七年兼信濃權守」、「家原繩雄」

と「貞観十一年兼但馬權守」をそれぞれ線で結んでいる。ただし、結果として諸本と比べて誤りはない。

【書き下し】

従五位下行算博士美濃介三善朝臣為長誠惶誠恐謹言⁽¹⁾

特に天恩を蒙り、先例に因准し、美濃介を停め備後介・周防権介等の闕に改任せられむことを請ふ状

当道の博士権守・介を兼任し并せて要国に改任する例

家原氏主〈貞観四年美作権介を兼ね／同九年尾張権守を兼ね〉

有宗益門〈貞観七年信濃権守を兼ね〉

家原繩雄〈貞観十一年但馬權守を兼ね〉

同高郷〈寛平六年備後権介を兼ね〉

大藏良実〈延喜十九年周防介を兼ね〉

同忠臣〈正暦二年周防権介を兼ね〉

祖父茂明〈長徳二年美作権介を兼ね〉

親父雅頼〈治安二年土左介を兼ね／長元六年備前権介を兼ね〉

右為長謹みて案内を検ずるに、当道⁽¹⁰⁾の儒士、要国の権守・介を兼ね并せて改任の例、ほほ状の右に載す。そもそも為長去る四月除目にて、本望の外、件の国の介を兼ね。爰に彼の国兼任の名有るも、微俸⁽¹¹⁾の実無し。宿望にあらざるに依り、重ねて朝恩を仰がむ。望み請ふらくは天恩を。先例に因准し、件等の国の介の闕に改任せらるれば、将に稽古の力を知らむとす。為長誠惶誠恐謹言。

寛治二年十二月廿五日 従五位下行算博士兼美濃介三善朝臣⁽¹³⁾

【註】

(1) 三善朝臣為長 三善為長。⑧文書参照。註(13)で後述するように、

寛徳二年（一〇四五）四月に美濃介となった。ただ本文書で申請した美濃介からの改任は認められなかったようで、永承四年（一〇四九）に美濃介として秩滿をむかえた（『成文抄』第五兼国）。

(2) 家原氏主 延暦二十年（八〇一）〜貞観一六年（八七四）。嘉祥

三年（八五〇）外従五位下（四月甲子条）。仁寿二年（八五二）二月壬子条に「為勘解由次官、算博士如故。」とあり、これ以前に算博士となっていた。同年に主計頭（六月己酉条、以上『文実』）となり、以降安房守・玄蕃頭・伯耆守などを歴任し、本文にあるように貞観四年（八六二）四月十五日に勘解由次官・算博士・美作権介、同九年二月二十九日に勘解由次官・算博士・尾張権守を兼任した。同十年二月十七日には兼勘解由次官から兼主税頭となり、同十六年七月三十日に「従五位上行算博士兼但馬守」として七十四歳で卒去した（以上『三実』）。家原氏は河内国大県郡家原邑を本拠とした渡来系氏族で、斉衡二年（八五五）に宿祢姓（『文実』八月辛卯条）、貞観十四年（八七二）に朝臣姓（『三実』八月十三日条）を賜っている。

(3) 有宗益門 生没年未詳。仁寿三年（八五三）外従五位下（正月戊

戌条）。斉衡元年（八五四）正月辛丑条に「為主計助、算博士如故。」とあり、これ以前に算博士となっていた。同三年に主計頭兼算博士（二月辛巳条）となると、以降貞観七年（八六五）までこの二官を兼帯した。天安元年（八五七）木工権助（正月癸丑条、以上『文実』）を兼ね、以降木工助・木工権頭へと転任していった。また天安二年八月二七日の文徳天皇崩御の際には山作司に任命され、貞観五年（八六三）三月二八日に次侍従となった。そし

て本文にあるように同七年正月二十七日に主計頭・木工権頭に信濃権守を兼ね、同年六月二十六日に「主計頭兼木工権頭従五位上行算博士信濃権守」として右相撰司に任じられた(以上『三実』)のを最後に正史から見えなくなる。

- (4) 家原繩雄 生没年未詳。齊衡三年(八五六)外従五位下主税助(十一月壬寅条)天安二年(八五八)主税頭(正月己酉条、以上『文実』)。以降遠江権介、備後介、加賀権介、出雲権守などを兼任し、貞観十年(八六八)に周防守・鑄銭司長官(正月十六日条・二月十七日条)、同十一年三月二三日に主計頭兼但馬権守となり、同十四年八月十三日に主計頭兼但馬権守として氏主とともに朝臣姓を賜った(以上『三実』)。繩雄に關しては貞観十一年(八六九)に但馬権守と算博士を兼任していたのかは不明である。
- (5) 同高郷 家原高郷。生没年未詳。元慶七年(八八三)四月二十九日条に右大史正六位上として見え、翌年十一月二五日に左大史兼算博士として外従五位下に叙されているのでこれ以前に算博士となっていた。仁和三年(八八七)六月十三日に算博士兼播磨権大掾となる(以上『三実』)が、以降の官歴や寛平六年(八九四)に備後権介を兼任したかについても不明である。

- (6) 大藏良実 延喜二十年(九二〇)に主計頭であったことが知られる(平・二一七)。また、『二中歴』の算博士の項には良実の名が見えるが、周防介との兼任については不明。

- (7) 同忠臣 小槻忠臣か。諸本はすべて「同」とし、正暦二年(九九一)に周防権介を兼任したとあるが、このころ「大藏忠臣」なる者は史料上確認できない。『二中歴』の算博士の項に見える忠臣は小槻氏である。小槻忠臣の周防権介兼任を他史料では確認でき

ないものの、正暦二年当時存命であるので、「同忠臣」は小槻忠臣の誤りであろう。以下小槻忠臣の略歴を記す。承平三年(九三三)生、寛弘六年(一〇〇九)没。父は小槻茂助、母は小槻糸平の女。天徳四年(九六〇)二月二十七日主計大属(『西宮記』卷十四)、天禄元年(九七〇)三月二三日右大史(『符宣抄』第八)、長徳三年(九九七)正月二五日主計頭(『成文抄』第七連奏)としてみえる。寛弘四年(一〇〇七)五月三十日に諸道論義の算道三番問答に候じており(『御堂』)、この時には算博士であったと思われる。また、安房国守に任じられたことが知られる(『続文粹』卷六・寛仁四年正月十五日大江時棟申文)。

- (8) 茂明 三善茂明。生没年未詳。もと錦宿祢姓で、貞元二年(九七七)以前に主税助に任じられ、三善朝臣に改姓している(『符宣抄』第七・貞元二年五月十日太政官符)。長保二年(一〇〇〇)、不正な算師拳状を作成し罪を問われた記事に算博士として見え、数日後重ねて問われた記事には主税頭として見える(『権記』七月十七日・二八日条)。「成文抄」第十兼国には、年紀は不明なもの「美作権介従五位下三善朝臣茂明」とある。

- (9) 雅頼 三善雅頼。生没年未詳。万寿四年(一〇二七)主税助として覚拳状を進めたが、朝廷において以後数ヶ月に渡ってそれに関する議論がなされた(『小右記』六月十日条など)。「左経記」長元七年(一〇三四)八月二一日条と翌年五月三日条に算博士として見えるが、本文書にある土佐介や備前権介の兼任については不明。ちなみに『成文抄』第七連奏には寛弘三年(一〇〇六)に主税権少允、同六年に主税大允に任じられている「錦宿祢雅頼」がみえるが、これは三善朝臣に改姓する前の雅頼である可能性がある

る。

(10) 当道の儒士 ここでは算博士のこと。

(11) 微俸 わずかな俸給。

(12) 将に稽：むとす 稽古とは書を読んで学問をすること。ただ藤原

宗忠が右中弁に任じられた際、これまでを振り返って「稽古之勤朝夕不倦」と述べ、任官の感慨を「亦稽古之力也」と記している（『中右記』嘉保元年（一〇九四）六月十三日条）ように、稽古とは学問を修めることだけでなく官人として日々の勤務を正直にこなすことも意味している。つまり為長は、日々真面目に勤務しているのだから要国の国司に改任されるべきであると主張しているのである。

(13) 寛治二年 諸本はすべて「寛治二年」とする。しかし⑧文書で指摘したように、為長は寛治二年以前に亡くなっており、また寛徳二年（一〇四五）四月に美濃介を兼任したことが『成文抄』から知られるので、これは「寛徳二年」の誤りである。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は算博士三善為長がその兼国として寛徳二年（一〇四五）四月に任じられた美濃介から、備後介や周防権介などの「要国」の国司に改任されることを申請した申文である。為長は兼任しても収入がなしいとして美濃介からの改任を要求しているが、美濃国自体が他の諸国に比べて亡弊国であるわけではない。『公卿補任』の記載を用いて平安時代の諸国のランク付けを行った土田直鎮氏の研究においても、院政期の家司受領・院司受領の任国を対象に諸国の格付けを行った寺内浩氏の研究においても、美濃国の格付けは備後・周防等の山陽道諸国

と遜色ない。また藤原道長への奉仕・貢献で有名な源頼光は、二度の美濃守任官などで私富を蓄えたと考えられており、十一世紀前半の美濃国は受領にとってはむしろ実入りの多い熟国であった。しかしそれは、為長ら在京の遥任官の収入とは別問題である。

永祚二年（九九〇）美濃権守を兼任していた参議源時中は、受領が俸料を納入しないので遥授の実がないと奏上し、また正暦四年（九九三）には算道など四道の博士が同様の訴えを述べている（『要略』卷二十七中行事十一月三）。平安中期になると現地に赴任する受領が私富を蓄える一方で、遙任官はなかなか規定の俸料が納入されず困窮していたのである。つまり、為長ら国司を遙任官として兼任する者にとつての「要国」の基準とは、その国自体が熟国か亡弊国かということではなく、その国に赴任する受領からの俸料の宛行がきちんとされるかどうかであったと考えられる。寛徳二年当時の諸国の受領の構成や彼らの遙任官に対する態度など詳しいことは分らないが、為長は遙任官としての収入が期待できるという意味で、備後国や周防国を「要国」と述べて任官を希望したのであろう。

また為長が先例としている算博士の兼任した「要国」についてみると、山陽道諸国が多く、為長自身も備後介・周防権介を希望している。しかし平安中期の算博士がどの国を兼任していたかを『成文抄』で調べてみても、特に地域的な偏りがあるわけではない。當時は算博士の兼国に特定の国が宛てられたということはなく、臨機応変に決定されていたはずで、為長は自らの主張に有利な先例を集めて本文書を作成したと思われる。

なお、『群載』編者の三善為康は本文書の作者三善為長の養子である。よって本文書は為長から為康にもたらされ、『群載』に採録され

たと考えられる。

【関連史料】

『要略』 卷二七年中行事十一月三・応勘会公文参議遥授兼国公解位
禄季禄事、応依官符以各請文勘会公文紀伝明経明法算四道博士等兼国
公解位禄季禄事、『成文抄』 第五兼国

【参考文献】

土田直鎮「公卿補任を通じて見た諸国の格付け」(奈良平安時代史
研究) 吉川弘文館、一九九二、初出一九七五)、寺内浩「院政期にお
ける家司受領と院司受領」(『受領制の研究』塙書房、二〇〇四、初出
一九九八)

(吉松 大志)

⑫加賀初任国司庁宣

初任国司廳宣

新司宣 加賀國在廳官人・雜任等

仰下 三箇條事⁽¹⁾

一、可早進上神寶勘文事⁽²⁾

右件神寶、或於京儲之、或於國調之者。且進上勘文、且可致其勤。⁽³⁾
又恒例神事、慥守式日、殊可勤行矣。⁽⁴⁾

一、可催行農業事

右國之興復、在勸農業。⁽⁹⁾ 農之要務、在修池溝。宜下知諸郡、早令催
勤矣。⁽¹²⁾⁽¹³⁾

一、下向事

右大略某月比也。於一定者、追可仰下之。⁽¹⁴⁾
以前條事、所宣如件。宜承知依件行之。以宣。⁽¹⁵⁾
延喜十年 月 日

延喜十年 月 日

【校訂註】

- (1) 箇…「ケ」(紅・伴)
- (2) 勘…「劫」(東)
- (3) 且可…「等」(底)
- (4) 勤…「勸」(「勤」と傍書)(伴)
- (5) 又…「父」(「又」と傍書)(伴)
- (6) 慥…「慥」(「慥」と傍書)(伴)
- (7) 可…「可」(「可」と傍書)(伴)
- (8) 矣…脱(「矣」を補)(伴)
- (9) 興…「興」(「興」と傍書)(伴)
- (10) 農…下に「農」を補(伴)、下に「農」あり(大)
- (11) 農…脱(紅・伴・大)
- (12) 勤…「勸」(「勤イ」と傍書)(豊)
- (13) 矣…脱(「矣」を補い「矣」と傍書)(伴)
- (14) 某…「其」(底、細字(史・豊))
- (15) 比…「頃」と傍書(伴)
- (16) 之…「也」(史・豊)
- (17) 條…「修」(「條」と傍書)(伴)

【書き下し】

初任国司庁宣⁽¹⁾

新司宣す 加賀国在庁官人・雑任等⁽²⁾

仰せ下す 三箇條の事⁽³⁾

一、早く神宝勘文を進上すべき事

右件の神宝、或は京に於て之を儲け、或は国に於て之を調ふてへり。

且つは勘文を進上し、且つは其の勤を致すべし。又恒例の神事、慥に式日を守り、殊に勤め行ふべし。

一、農業を催し行ふべき事⁽⁴⁾

右国の興復は、農業を勤むるに在り。農の要務は、池溝を修むるに在り。宜しく諸郡に下知し、早く催し勤めしむべし。

一、下向の事⁽⁵⁾

右大略某月の比なり。一定に於ては、追ひて之を仰せ下すべし。

以前の條事、宣する所件の如し。宜しく承知し件に依り之を行ふべし。以て宣す。

延喜十年 月 日^(九一〇)

【註】

- (1) **初任国司庁宣** 国司庁宣は、国司あるいは国司庁が在庁官人や郡司等に命令を下した文書であり、十一世紀には国符に代わって多用された。その起源については国司遙任制の進展や国司庁の成立との関連が議論されている。また、富田正弘氏は本文書の新司宣を国司庁宣の前段階とする知見を示している（『平安時代における国司文書について』『資料館紀要』四、一九七五）。
- (2) **在庁官人・雑任等** 国衙にいる任用国司および書生など。竹内理三氏によれば、本文書は「在庁官人」の初見とされる（『在庁官人の武士化』『律令制と貴族政権』II、御茶の水書房、一九五八、

- 初出一九三七）。しかし、在庁官人制の成立は十一世紀半ばと考えられており、さらに「在国庁官人・書坐（生カ）等」へ宛てた新司宣の例もあるため（『小右記』治安元年（一〇二二）二月二日条）、佐藤泰弘氏は「庁に在る官人」と読み在庁官人と区別している（『平安時代の国務文書』『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一）。
- (3) **早く神…べき事** 神宝勘文の進上や国司神拝の遂行を命じる。神宝勘文とは、国司神拝に備えて任国内で調達可能な神宝を記した文書のこと。国司は赴任後第一に、任国の諸神に参拝する「神拝」を行い（『群載』卷二二⑳・16）、神拝は国司の赴任と強く結びつくものであった（『中右記』嘉承二年（一一〇七）七月二四日・元永二年（一一一九）七月十四日条）。国司は入府するとま

- ず神宝を造り、国内諸神に奉幣し、初めて国務にあたる（『群載』卷十五陰陽道）。こうした神宝は、本文書に記されるように国司が京から携行したり、任地で調達したりした（『時範記』承徳三年（一〇九九）二月九・十五日条）。
- (4) **農業を…べき事** 諸郡への勸農の通達を命じる。勸農は国司の任務の一つであり（職員令70大國条、考課令54郡司条）、河川の堤防の修造（管繕令16近大水系）や灌漑用の渠堰の管理（雑令12取水漑田条）といった職務も含まれていた。平安時代にも依然として、国司の任務であり続けた（『時範記』承徳三年二月十五日条）。

- (5) **下向の事** 新任国司が任地へ赴く日程を述べる。「一定」とは物事が確かに一つに定まること。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、新任国司が任国の任用国司や書生を代表とする雑任等に宛てた新司宣の文例である。「在庁官人」とあることから遙任制と関連づけ、文書の年代を疑う説もあるが、下向についての記述は遙任制が定着した時代には一般的でない。むしろ、本文書の年代である九世紀末から十世紀初頭には、受領国司の遙任化への対策として赴任を促す政策がとられており（『別聚符宣抄』延喜三十二年（九二二）二月二日・八月八日・八月二十五日宣旨）、それとの関連を考慮すべきである。また、在庁官人制成立後の宛所は「在庁官人等」が一般的であるのに対し（『兵範記』久寿三年（一一五六）三月十三日条、⑬・⑭・⑮・⑯文書）、本文書は「在庁官人・雑任等」であることも、年代の古さを示すものといえよう。

これ以後も、新任国司が国衙官人の精励すべき三箇条を記す文書は散見するが、内容は神事・神宝勸文・池溝（『兵範記』前掲）、神事・勸農・濫行輩の制止（『小右記』前掲）というように、多少の相違が見られる。このうち、神事・勸農関連は一般的国務として必須事項であったようだが、下向については本文書に特徴的な事項であり、国司遙任対策の一環と捉えることも可能である。

なお、『群載』が本文書を掲載した背景について佐藤泰弘氏は、延喜年間頃に⑰・⑱・⑲文書と一体の国司任命者向け文例集が編纂され、流布したと想定する。一方、五味文彦氏は、寛治四〜六年（一〇九〇〜九二二）に加賀守であった藤原為房との関係から入手したとする。

【関連史料】

『小右記』治安元年二月二日条、『群載』卷十五陰陽道、卷二二⑬・

⑭・⑮・⑯文書および⑳、16、『中右記』嘉承二年七月二四日・元永二年七月十四日条、『時範記』承徳三年二月九・十五日条、『兵範記』久寿三年三月十三日条、『別聚符宣抄』延喜三十二年二月二日・八月八日・八月二十五日宣旨

【参考文献】

竹内理三「在庁官人の武士化」（『律令制と貴族政権』Ⅱ、御茶の水書房、一九五八、初出一九三七）、富田正弘「平安時代における国司文書について」（京都府立総合資料館『資料館紀要』四、一九七五）、佐藤泰弘「平安時代の国務文書」（『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一）、五味文彦『朝野群載』と『政途簡要集』（『中世社会史料論』校倉書房、二〇〇六）、土田直鎮「国司の神拝」（『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九六八、初出一九九二）、水谷類「国司神拝の歴史的意義」（『日本歴史』四二七、一九八三）、亀田隆之「国司と治水・灌漑」（『日本古代治水史の研究』吉川弘文館、二〇〇〇）

（宮川 麻紀）

⑬但馬初度国司庁宣

〈初度〉⁽¹⁾

廳宣 但馬國在廳官人等

仰下雜事⁽²⁾

一、可勤仕恒例神事⁽³⁾

右國中⁽⁴⁾之政、神事為先。專致如在之嚴奠、須期部内之豊稔。一境殷

富、乃貢易備。百姓安堵、資用已足者。⁽⁵⁾

一、可修固池溝堰堤事⁽⁹⁾

右農務之要、尤在池溝。宜下知諸郡、早致修固也。⁽¹¹⁾

一、可催勸農業事

右國以民為本、民以農為先。然則乃貢之備、尤在此事。早以勤行者。⁽¹²⁾

以前條事、所宣如件。宜知此狀、依件行之。故宣。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾

年月日

守

【校訂註】

- (1) 度…「度」〔度〕と傍書〔伴〕
- (2) 下…「可」〔東〕
- (3) 勤…「勤」〔伴〕
- (4) 奠…「貧」〔紅〕、「貧」〔奠〕と傍書〔伴〕
- (5) 稔…「稔」〔稔〕と傍書〔史・伴〕、「稔」〔豊〕
- (6) 乃…「及」〔乃〕と傍書〔伴〕
- (7) 資…欠〔紅〕
- (8) 已…「之」〔紅・東〕、「之」〔已〕と傍訂〔伴〕
- (9) 固…「固」〔固〕と傍書〔伴〕
- (10) 堰…「埒」〔残画〕〔底〕、「埒」〔紅〕、「埒」〔堰〕と傍書〔伴〕
- (11) 尤…「左」〔尤〕と傍書〔伴〕
- (12) 乃…「為」〔東〕
- (13) 勤…「勤」〔底・伴〕
- (14) 條…「修」〔條〕と傍書〔伴〕
- (15) 依…脱〔「依」を補〕〔伴〕
- (16) 之…下に「依」〔抹消〕あり〔伴〕

【書き下し】

〔初度〕

序宣す 但馬国在序官人等

仰せ下す雜事

一、恒例の神事を勤仕すべし⁽¹⁾

右国中の政は、神事を先と為す。専ら如在の嚴奠を致し、須く部内の豊稔を期すべし。一境殷富ならば、乃貢備へ易からむ。百姓安堵

ならば、資用已に足らむ。

一、池溝堰堤を修固すべき事⁽⁵⁾

右農務の要は、尤も池溝に在り。宜しく諸郡に下知し、早く修固を

致すべきなり。

一、農業を催勸すべき事⁽⁶⁾

右国は民を以て本と為し、民は農を以て先と為す。然れば則ち乃貢

の備へは、尤も此の事に在り。早く以て勤行せよ。

以前の條事、宣する所件の如し。宜しく此の状を知り、件に依り之を

行ふべし。故に宣す。

年月日

守⁽⁷⁾

【註】

(1) 恒例の…すべし ひとつ書きの第一として、勸農のために恒例の

神事をしつかり執り行うことを指示している。

(2) 如在の嚴奠 如在は神や主君が眼前にいるかのように謹みかしこ

むこと。奠は物を備えて祭ること。つまり、ここでは実際に神が

そこにいるかのようにおごそかに祭ることをいう。

- (3) 一境殷富ならば 一境はひとつの国、ある土地の意。つまり、一国全体が富み栄えることをいう。
- (4) 乃貢^{のりく} 年貢に同じ。
- (5) 池溝堰：べき事 ひとつ書きの第二として、農業のために灌漑施設を整備することを命じている。
- (6) 農業を：べき事 ひとつ書きの第三として、農業を励行し乃貢を滞りなく徴収することを指示している。
- (7) 守 ここでは本庁宣を發布した新任の但馬守を指す。

【文書の位置づけ・機能】

庁宣とは、国司が任国内に発する文書様式のひとつであり、国司庁宣とも称する。今、先行研究によりその特徴を整理すると、(1) ⑫文書のような新司宣を前身として成立した、(2) 宛所や位署などの様式は律令官制の制約を受けない、(3) 受領と在庁官人の分離を前提とする、(4) 時代が下るとともに重要な案件にも用いられるようになった、などの諸点が挙げられる。

庁宣の成立年代はこれまで、『平安遺文』中の初例が長久二年(一〇四二)十一月十二日の大隅国司庁宣案(平・五九〇)であることから、十一世紀半ばと考えられてきた。しかし佐藤泰弘氏によると、『小右記』寛仁二年(一〇一八)四月一日・八日条や『左経記』治安元年(二〇二二)五月十一日条に庁宣がみえることから、遅くとも十一世紀初めには庁宣は成立しており、またこれらの記事の中で藤原実資や源経頼が庁宣のものには何の疑義も呈していないことから、実際には十世紀中に庁宣は成立していたのではないかということである。初期の庁宣が主として伝達文書に使用され長期保管されにく

い状況にあったことも考慮すれば、佐藤氏の見解は従うべきものであろう。

しかし、こと本文書に関する限り、年代はそれよりもかなり下るとみなすべきである。本文書の宛所は但馬国在庁官人等となっているが、『平安遺文』に収録される実例によると、初期の庁宣の宛所は多くが郡司とされており、宛所が留守所のもの初例は承保三年(一〇七六)美濃国司庁宣案(平・一一二七)、在庁官人とされるものに至っては康和元年(一〇九九)大和国司庁宣(平・一四二〇)、宛所は正確には在庁官人并郡司等)まで確認しえないからである。これは、本文書と対をなす⑭文書の年紀が元永元年(一一一八)とされ、十二世紀初頭を示すのに合致する。また、⑫文書がひとつ書きの第三として新任国司の downward 明記するのに対して、本文書は⑮・⑯文書に対応しており、国司の任国不行を前提としている。この点も、本文書の年代を引き下げて考える一助となる。

【関連史料】

『平安遺文』所収国司庁宣、『小右記』寛仁二年四月一日・八日条、『左経記』治安元年五月十一日条

【参考文献】

佐藤進一「中世史料論」(『岩波講座日本歴史』25 別巻2、岩波書店、一九七六)、佐藤泰弘「平安時代の国務文書」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一)、田村憲美「機能上から見た国司文書の変遷」(『日本中世村落形成史の研究』校倉書房、一九九四、初出一九七八)、富田正弘「平安時代における国司文書について」(京

(山本 祥隆)

⑭但馬第二度国司庁宣

〈第二度〉

廳宣 在廳官人等

仰下條事

一、可令注進官物率法事

右色々率徴一々可注進之。⁽¹⁾

一、可同令注進一所目代并郡司・別符司等事⁽²⁾

右為令尋沙汰、早可注申之。

一、可同令注進當年田數并國內起請田・農料事⁽³⁾

右國中⁽⁵⁾之政、農料為先、官物為宗。⁽⁶⁾早注委細、可令進上。⁽⁷⁾兼可致用意之故也。⁽⁸⁾

意之故也。⁽⁹⁾

一、可參上在廳官人等兩三人事⁽¹⁰⁾

右為召問先例國事、為宗之輩早可參上之。⁽¹¹⁾

以前條事、所宣如件。在廳官人等、宜承知依件行之。⁽¹²⁾

元永元年十二月九日

右兵衛權佐兼大介藤原朝臣⁽¹³⁾

【校訂註】

(1) 徴…「徴」(史・豊・紅)、「徴」〔「徴」と傍書〕(伴)

(2) 別…「前」〔「別」と傍書〕(伴)

(3) 請…「言」(残画)〔「底」

(4) 料…下に「之」あり(紅・伴・大)

(5) 之…脱(東)

(6) 先…「考」〔「先」と傍訂〕(東)

(7) 為…脱(底・葉)、脱〔「為」を補〕(史・豊)

(8) 宗…「字」〔「宗イ」と傍訂〕(史・豊)

(9) 之故…脱(東)

(10) 早…脱(大)

(11) 以…脱(紅)、脱〔「以」を補〕(伴)

(12) 「以前」以下改行せずに前行に続く(底)

(13) 「右」以下12字細字(紅・伴)

【書を下し】

〈第二度〉

庁宣 在庁官人等

仰せ下す條事

一、官物の率法を注進せしむべき事⁽¹⁾

右色々率徴、一々之を注進すべし。⁽²⁾

一、同じく一所目代并せて郡司・別符司等を注進せしむべき事⁽³⁾

右尋ね沙汰せしめむがため、早く之を注申すべし。⁽⁴⁾

一、同じく当年の田數并せて国内起請田・農料を注進せしむべき事⁽⁵⁾

右國中の政、農料を先と為し、官物を宗と為す。早く委細を注し、進上せしむべし。兼ねて用意致すべきの故なり。⁽⁶⁾

一、在庁官人等兩三人參上すべき事⁽⁷⁾

右先例の国事を召し問はむがため、宗たるの輩早く參上すべし。

以前の條事、宣する所件の如し。在庁官人等、宜しく承知し件に依り

て之を行ふべし。

元永元年十二月九日^(一八)
右兵衛権佐兼大介藤原朝臣^(九)

【註】

- (1) 官物の：べき事 第一条では、国衛が徴収すべき租税である官物の税率を報告することを求めている。「官物の率法」とは、いわゆる公田官物率法のこと。田率賦課による税である官物の発達に伴い、十世紀末～十一世紀中頃に成立した。段別三斗の見米以外は、一律に定められておらず、国によってその内容は異なっている（保安三年（一一二二）二月日伊賀国在庁官人解案〔平・一九五八〕には、当時の伊賀国の官物の具体的な内訳が見えている）。受領は任官すると先例の税率を確認した上で、官物の賦課・徴収を行っていたことが、久安四年（一一四八）十月二九日に伊賀国に下された官宣旨（平・二六五五）に見えており（「拜除之初、尋旧記、徴下国中官物」、当該庁宣に通じる行為であろう）。
- (2) 同じく：べき事 第二条では現地で国務や田地経営に携わる「一所目代」、郡司・別符司を報告することを求めている。その理由は次行にあるように、「尋ね沙汰」のためである。この場合の「尋ね沙汰」の内容は、前後の第一・三条で官物率法や国内田数を問うていること、最後の第四条で「先例の国事」を問うために、在庁官人の上京を求めていることなどから、官物等の収取に特化したものであるう。
- (3) 一所目代 十世紀末以降、受領は諸司・諸国の下級官人ら（受領の郎等）を伴って任国へ赴任するようになり、彼らを目代とし、国衛の行政機関である税所・田所・公文所などの職務を担わせた。

当初の所目代は、郎等として受領に随従してきた中央出身者が務めていたが、受領の在京が恒常化するようになる十一世紀半ば以降になると、留守所目代等を除けば、郎等らの下向も少なくなり、所目代に現地の有力者が用いられるようになったと考えられる。本条に見える「一所目代」も、郡司や別符司とともに列挙されていることから土着の有力者であると考えられる。

(4) 郡司・別符司 当該期の郡司は、各郡一人ずつの、いわゆる一員郡司である。また、別符司は、別符（別符の名）における官物納入の責任者のこと。別符とは、十一世紀中頃に再編された郡・郷による公田支配とは異なる、国衛に直結する収取単位のこと。荒地開発や、買得、官物等の負累物代として集積された土地によって構成され、国司庁宣（別符）によって認定された。認定の申請者＝土地の集積者には、一定額の官物負担を条件に、当該地の実質的な支配権が認められていた。

仁平元年（一一五二）四月八日常陸国留守所下文（平・二七二七）では、それまで「則頼」の「執行」してきた別符を、「倉員」の「郡司名田」にすることが認められている。また十二世紀初頭、安芸国高田郡司の藤原氏は、在庁官人らとともに三田郷、風早郷の徴税に従事する過程で、未進物代として集積した負名の所領を、自らの支配する別符の中に取り込んでいる（坂上康俊「安芸国高田郡司藤原氏の所領集積と伝領」『史学雑誌』九一・九、一九八二）。このように十二世紀初頭の郡司は、在庁官人らとともに徴税等の国務に従事する一方、別符の支配者＝別符司として、国衛への官物納入を請け負いつつ、田地の開発・経営を行っていたことが確認される。

(5) 同じく：べき事 第三条では国内の田数（「当年の田数」）と官物賦課対象となる田地（「起請田」）、下行すべき「農料」を報告することを求めている。十二世紀に入ると、国司による国内の土地調査は、単なる検田から領主権の調査も含む検注へと変化し、特に初任の検注は国検として重要視された。本条は、徴収すべき官物数と下行すべき農料をあらかじめ把握するための指示であるが、これらの把握には、検注（検田）を実施し、官物賦課対象田数を確定することが前提となる。したがって当該条は、結果的に検注（検田）を指示しているともとれる。しかし、本庁宣が出されたのは十二月であり、見作田や損得田の状況を調査する検田を伴う

検注の時期としては不適切である（収穫前が望ましいはずである）。したがって、受領任官に伴い、国内の田数や官物賦課額、農料等の概数を形式的に把握しようとしていると解すべきであろう。

(6) 当年の：農料 前註で触れたように、当該期の国内田数の把握は、検注（検田）の実施によって行われていた。その様子は、天治三年（一一二六）に、伊賀守源憲明の初任検注に際して作成された同国名張郡国検田目録案（平・二〇五八）から具体的にうかがうことができる。その内容は、①国内の総田数 ②その田地状況（得田・損田・川成など）、③除田数（徴税に際し郡郷を經由しない別名や、不輸の荘田〔本免田〕などの田地数）、④定公田数（郡郷經由で収取される田地）から成っており、これを基本として官物賦課額が算出されたと考えられる。つまり、総田数から官物が賦課されない荘田数と損田数を除いた分が、官物賦課田となるのである。公田には一律の率法が適用され、別名などにはそれ

ぞれの率法が適用されて官物の徴収が行われた。さらに当該期の官物の賦課・収取に際しては「利田」と呼ばれる措置もとられていた。佐藤泰弘氏によると「利田」とは賦課対象の田数のうちの何割かを控除し、官物率法はそのままにして、結果として官物を減額するという措置のことである（「国の検田」『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一、初出一九九二）。「利田」は検注（検田）の後に行われるのが原則であったようだが（『為房卿記』寛治五年（一〇九一）九月四日条、安元二年（一一七六）正月日源兼光解〔平・補三七九〕など）、荘園の出作田等への賦課の際には、検注（検田）を実施するかわりに国衙に「利田請文」を進めさせ、官物納入額を決定している例も見られる（久安四年官宣旨〔平・二六五五〕、同五年伊賀国目代中原利宗・東大寺僧覚仁重問注記〔平・二六六六・七〕など）。

このような一連の手続きを経て確定された官物賦課田数は、神への起請という形をとって確定されたようである。『時範記』承徳三年（一〇九九）『康和元年三月二日条では、因幡守として任地に下向した平時範は、諸郡司から「一把半利田請文」の提出を受け、翌日宇倍宮（因幡国一宮）において「利田起請之趣」を載せた告文を読ませている。郡司が国務としての徴税責任を負う者として利田請文を提出し、それに応じて時範は一把半の利田（『一割五分の控除』）の上での官物数を「起請」の形で神に誓約しているのである。このような過程を経て、官物賦課田は「起請田」として認識されたのであろう（この時、時範は検田を行った形跡はなく、郡司の「利田請文」の提出によって官物賦課額を決定している可能性がある）。なお安元二年正月日源兼光解〔平・補三

七九)には「去年者即平均令内検国中作田(天)、不作所加九把五分利、并本起請田作満所ハ、行「引カ」加三把利田、令遂収納畢」と、内検(その年の徴税額を決定するために行う損亡状況などの調査)の結果、「不作所」は九割五分の、「本起請田作満所」は三割の控除を受けた上で官物の収納が行われており、この場合は、利田(控除)以前に「起請田」が確定されていたようである。以上のように設定された官物賦課田(起請田)には、種籾や食料の名目で春と秋に「農料」が下行された。「農料」の下行は勸農権の行使を意味しており、勸農権は土地の支配権と密接に結びついていた。

(7) 在庁官：べき事 第四条では、「先例の国事」を問うため、主だった在庁官人の上京を求めている。このことから、本庁宣が受領の在京を前提に出されたものであることが分かる。

(8) 右兵衛権佐兼大介藤原朝臣 藤原忠隆。基隆男。母は藤原長忠女。『補任』によれば、嘉承二年(一一〇七)六歳の時に叙爵。天永二年(一一一一)十月二五日には十歳で丹波守に任じているが(『中右記』、『殿暦』)、白河院の四位別当であった父の伊予守基隆が知行国主となっている。翌年には造大炊殿功により重任され(『中右記』)天永三年十月十九日条)、永久四年(一一一六)正月三十日に右兵衛(権)佐を兼任。元永元年十一月十九日に相博により但馬守となっている。この時の相博相手は藤原家保であったと考えられる。『補任』によれば、家保は天永元年(一一一〇)十月十二日に但馬守に任じ、永久五年(一一一七)にも但馬守として見えることから(『台記別記』)久安四年(一一四八)八月十四日条)、重任されていたことが確認され、その後、元永元年十

一月二九日に丹波守に任じている。したがって若干の任日のずれはあるが、忠隆の相博相手は家保と見てよいだろう。保安元年(一一二〇)六月日の白河院序下文(平・四九七五)には、忠隆父の播磨守基隆と丹波守家保がともに四位別当として名を連ねており、この相博は基隆と家保の間で成立したものであろう。忠隆はこの後、父同様、院近臣としての道を歩み、白河院・鳥羽院の四位別当を務めつつ、近衛少将、大膳大夫、皇后宮亮、内蔵頭その他、備中・播磨・伊予の受領を歴任。久安四年二月一日に従三位に叙されている(以上『補任』)。その後、大藏卿、美濃権守、皇后宮権大夫に任じ、同六年、四九歳で薨じている。

(9) 大介 守の異称。知行国主のもとに任じられた守が、任国への下達文書(庁宣など)に用いている例が多い。

【文書の位置づけ・機能】

⑫文書から三通、新任国司の庁宣が続き、本文書がその最後となっている。これら三通の関係について、佐藤泰弘氏は、⑫文書は任地に赴任することを前提とした受領のケースを、⑬・⑭文書は任地に赴かない受領のケースを例示していると指摘している(『平安時代の国務文書』『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇二)。⑬・⑭文書の冒頭の「初度」、「第二度」の注記が『群載』成立当初から存在していたのかどうかは慎重にならなければならないが、各文書の内容から佐藤氏の説は首肯されるものであろう。⑫文書には下向の旨が明記されている一方、⑬・⑭文書の内容からは、下向しないことを前提にしていることが読み取れる。特に本文書(⑭)の内容は、下向するのであれば、任地において指示すべきものを含んでいるといえよう。ま

た、⑫・⑬文書では神事に関する指示や勸農の指示など共通する内容を含んでおり、この両者に受領任官に際しての吉書的な側面を見出すことも可能である。したがって、⑫・⑬文書は赴任する場合・しない場合という対応関係にあり、本文書⑭は赴任しない場合に付属する庁宣と位置づけることができよう。東京大学総合図書館所蔵の青洲文庫本『朝野群載』（請求番号：A二〇・五二）は、江戸時代末期の写本であるが（国立国会図書館所蔵山脇元冲校訂本（嘉永三年（一八五〇）校了）の忠実な転写本で、三条西古本系か）、その巻二二の目録部分には「新司庁宣 三通 初度二 二度一」とあり、上記と同様の理解を示している。

ただし⑬文書が年紀を欠き、奥の署名部分を「守」とだけ記しているのに対し、⑭文書は年紀を持ち、「大介」の称を用いているなど、同じ但馬国司の庁宣であることは確実であるが、この双方が元永元年の藤原忠隆但馬守任官に際してのものであるかは確定しがたい。

本文書は元永元年のものであり、『群載』の編纂が一応終了した永久四年以降のものである。巻二二の永久四年以降の文書の入手ルートについて五味文彦氏は、永久四年以前同様、為康と親交のあった藤原為房・為隆親子から手に入れたものに加え、為康が文書の代筆等で奉仕したと考えられる藤原長実に関連する文書が見られるようになることを指摘している。本文書に見える藤原忠隆と任国の相博を行った藤原家保は、この長実の同母弟であり、家保と忠隆の父である基隆は白河院四位別当の同僚である。したがって、本文書は、忠隆の父であり但馬の知行国主であった基隆から、相博相手で同僚の家保、さらにその兄である長実の手に渡り、最終的に為康の元にもたらされたと考えられることができる。また、為房男の顕隆の女が忠隆の室になっており、

天仁二年（一一〇九）十二月二日の白河院庁牒案（平・一七一四）には、四位別当として為房とともに基隆も名を連ねている。したがって本文書が為房を通して為康の元にもたらされた可能性も想定できるだろう。

【関連史料】

天治三年正月日伊賀国名張郡司解案（名張郡国検田目録案、平・二〇五八）、『為房卿記』寛治五年九月四日条、安元二年正月日源兼光解（平・補三七九）、久安五年伊賀国日代中原利宗・東大寺僧覚仁重間注記（平・二六六六・七）、『時範記』承徳三年（康和元年）三月二・三日条

【参考文献】

飯田悠紀子「大介考」（『学習院史学』四、一九六七）、泉谷康夫「平安時代における国衙機構の変化」（『日本中世社会成立史の研究』高科書店、一九九二、初出一九七七）、入間田宣夫「起請文の成立」（『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会、一九八六、初出一九八五）、大山喬平「国衙領における領主制の形成」（『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八、初出一九六〇）、勝山清次「公田官物率法の成立とその諸前提」（『中世年貢制成立史の研究』塙書房、一九九五、初出一九八七）、五味文彦「朝野群載」と『政途簡要集』（『中世社会史料論』校倉書房、二〇〇六）、坂上康俊「安芸国高田郡司藤原氏の所領集積と伝領」（『史学雑誌』九一・九、一九八二）、同「負名体制の成立」（『史学雑誌』九四・二、一九八五）、佐藤泰弘「国の検田」（『平安時代の国務文書』（『日本中世の黎明』京都大学学術出版

会、二〇〇一、初出一九九二・二〇〇二）、寺内浩「知行国制の成
立」〔受領制の研究〕塙書房、二〇〇四、初出二〇〇〇）

（磐下 徹）

⑮定遣国目代庁宣書様

定遣國目代⁽¹⁾

廳宣 在廳官人等

定遣目代事

散位中原朝臣（某）

右人為令執行一事已上、所定遣如件。宜承知、依件行之。以宣。

年 月 日

守

【校訂註】

(1) 遣：「遣」「遣」と傍書（伴）

(2) 一：脱「一イ」と補（史・豊）

【書き下し】

國の目代を定め遣はず

庁宣す 在庁官人等

定め遣はず目代の事

散位⁽²⁾中原朝臣（某）

右の人一事已上を執行せしめむがため、定め遣はず所件のごとし。宜
しく承知し、件に依りて之を行ふべし。以て宣す。

年 月 日

守

【註】

(1) 國の目代 現地で国務の一切を取り仕切った庁目代（国司の赴任
がない時は特に留守所目代といった）のこと。十一世紀になると、
受領国司は自分の郎等たちを従えて任国へ下向するようになり、
彼らを納所や公文所などの国衙の所々の目代に任命して、意のま
まに国務を遂行するようになった。『群載』卷二二国務條事には、
公文を取り扱う公文目代について、貴賤を問わず優れた人材を目
代として任命することが説かれている（38・18・38）。やがて、
所目代には現地任用の者も現れるが、それとは別に、国務の「一
事已上」すべてを取り仕切る庁目代が都から派遣されるように
なった。『医心方』紙背文書には、加賀国・越中国目代を務めた
善大夫と、知行国主の近親者である藤原親賢との遣り取りを示す
文書が伝わっており、受領国司が在京のまま任国に下らなくなる
と、庁目代は国司からの指示を受けながら、国務一切を代行した
ことがうかがえる。『新猿蓑記』は、庁目代たり得べき四郎君の
能力として、船の操作や乗馬に優れていること、弓箭をはじめと
する武芸に秀でていること、算筆などの事務能力に優れているこ
とに加え、入境後の儀式・作法など国衙行政事務全般に通じてい
ることを挙げている。

(2) 散位中原朝臣某 目代として名前が見える者は、散位の者が多
かった。目代の署名が見える留守所発給文書を分析した久保田和
彦氏によれば、中原姓の者が一番多く、次いで惟宗、橘、藤原、
三善姓の者が見える（「国司の私的権力機構の成立と構造」『学習

院史学』十七、一九八一）。目代には、算筆に堪能な者・国内の実務に精通している者が好まれたため、学生や外記・史がその任に就いた例が多い。『中右記』天永二年（一一一一）正月二日条によると、「凡外記史叙爵之後、為受領執鞭赴遠国、巡年之時參上閱其實、近代之作法也」とあり、外記・史は叙爵の後に目代を経験することが多かったようである。また、天喜四年（一〇五六）七月二三日の東大寺政所下文案（平・八〇九）には、「序目代石見前司」とあり、石見前司が丹波国の序目代となっていたことがうかがわれ、受領経験者が序目代となる場合があったことがわかる。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、受領国司が任国へ目代を遣わす際に在序官人等に対して出した序宣である。本文書では、目代の名が「某」と特定できないこと、目代としてもっとも事例の多い中原姓を用いていることなどから、書様であると考えられる。特に「為令執行一事已上」とあることから、序目代の任命に関する文書であると考えられる。また、年紀を欠いているが、受領国司が下向しないことを前提に出された文書である点から、⑭文書と同様、十一世紀末から十二世紀初頭のものと考えられる。さらに、本文書は『群載』巻二二の目録に照らし合わせると、「新司序宣」の最後に位置し、⑫・⑬・⑭文書と同一に扱われている。そこで、目代がどの段階で任命されるかが問題となるが、これについては定かではない。『医心方』紙背文書中には、国司初任の際に行う国除目の存在が知られ、この場で、保司や所々の目代等が任命される場合もあったようである。実際、『今昔』巻二八の伊豆守小野五友目代

語第二七によれば、国司の在任中に国内で目代を求めており、国司の任国下向後に任命される事例が見られる。しかし、これは適当な目代がいなかったためであり、序目代は受領との私的関係のもとに任命され、受領交替の際には序目代も任命し直されるのが普通であった点を考えると、新司が決定した時には序目代となるべき人物もある程度決定していたように思われる。『兵範記』久寿三年（一一五六）三月十三日条によれば、伊予国司の先使発遣に際して、新司序宣を作成する場面にすでに目代が登場して雑務にあたっている様子が見て取れる。

このような状況から、本文書の該当時期である受領国司が任国へ下向しなくなる時期には、新司が先使を派遣するときには序目代となるべき人物も決定しており、新司序宣のうちに序目代の下向とともに序目代任命の宣が現地の在序官人に宛てて下されたと推測される。ゆえに『群載』でも序目代任命は新司序宣と一連のものとして扱われたのであろう。

文書の入手経路について、五味文彦氏は、『医心方』紙背文書の中にみえた藤原親賢の申文が『群載』巻十一廷尉（大治三年（一一二八）八月二八日藤原親賢移遣配流人申文）に記載されていることから、親賢と為康との関係を指摘し、そこから為康が諸国の目代や在京の雑掌と親交があったことを推測している。したがって、彼らとの交流によって入手した可能性が想定できる。しかし、先の『兵範記』の事例を勘案すると、新司序宣は、国司の在京中に準備されており、本文書のような書様が京に存在していた可能性もあるのではないだろうか。

【関連史料】

『医心方』紙背文書、『兵範記』久寿三年三月十三日、『新猿楽記』

【参考文献】

泉谷康夫「平安時代における国衙機構の変化」(『日本中世社会成立史の研究』高科書店、一九九二、初出一九七七)、久保田和彦「国司の私的権力機構の成立と構造」(『学習院史学』十七、一九八一)、五味文彦「花押に見る院政期諸階層」(『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四)、同「紙背文書の方法」(石井進編『中世をひろげる』吉川弘文館、一九九二)、同「文士と諸道の世界」(『書物の中世史』みすず書房、二〇〇三)、山本信吉・瀬戸薫「半井家本『医心方』紙背文書について」(『加能史料研究』四、一九八九)

(武井 紀子)

⑩定遣国目代源清基庁宣

廳宣 在廳官人等

散位源朝臣清基

右件人為令執行國務、補日代職、發遣如件。在廳官人等、宣承知、一事已上、可從所勘。不可遺失。故宣。⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾

年 月 日

守藤原朝臣

【校訂註】

- (1) 事…「年」(葉)
- (2) 從…「徒」「從」と傍書(伴)
- (3) 勘…「勘」「勤」と傍書(伴)
- (4) 遣…「遣」(紅)、「違」(東・大)、「遣」「違」と傍書(伴)
- (5) 故…欠(紅)

(6) 宣…欠(紅)、「□」(東)

【書き下し】

庁宣す 在庁官人等

散位源朝臣清基⁽¹⁾

右件の人國務を執行せしめむがため、日代職に補し、發遣すること件のごとし。在庁官人等、宜しく承知し、一事已上、勘ずる所に從ふべし。遺失すべからず。故に宣す。

年 月 日

守藤原朝臣

【註】

(1) 源朝臣清基 『分脈』によれば、醍醐源氏、有明親王の流で、父は藏人・上野介從四位下の源実房。清基本人の官歴は不明だが、祖父(源高美)・父をはじめ、兄(高基)・甥(高範)はいずれも藏人を務めている。また、『中右記』大治四年(一一二九)七月十五日条には、白河法皇の葬儀の参列者の中に非藏人として名前が見える。このことから、具体的な任国は判然としないものの、白河院の院近臣等が知行国主を務める国へ目代として派遣されたとも推測できよう。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、「一事已上、可從所勘」などの文言から、⑮文書と同様に、国司が任国へ庁目代を遣わす際に在庁官人等に対して出した庁宣である。⑮文書が書様であったのに対し、本文書はその実例文書として続

けて『群載』に載録されている。また、文書の年代についても、源清基が大治年間の人物として見えることから、⑮文書と同様、十一世紀末から十二世紀初頭のものと考えられる。

文書の入手経路については、為康と諸国の目代や在京の雑掌との親交が推測され(⑮文書の本項を参照)、本文書のような実例文書はこのような親交関係の中から集められたものと考えられる。

【関連史料】

『医心方』紙背文書、『兵範記』久寿三年三月十三日、『新猿樂記』

【参考文献】

泉谷康夫「平安時代における国衙機構の変化」(『日本中世社会成立史の研究』高科書店、一九九二、初出一九七七)、久保田和彦「国司の私的権力機構の成立と構造」(『学習院史学』十七、一九八二)、五味文彦「花押に見る院政期諸階層」(『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四)、同「紙背文書の方法」(石井進編『中世をひろげる』吉川弘文館、一九九二)、同「文士と諸道の世界」(『書物の中世史』みすず書房、二〇〇三)、山本信吉・瀬戸薫「半井家本『医心方』紙背文書について」(『加能史料研究』四、一九八九)

(武井 紀子)

⑰送前司館書状書様

送前司館書状

某謹言。除目案内、定風聞候歟。御上道何程乎。可然者、於洛下可奉待候。諸近將執啓。謹言。

月 日 加賀守(某)⁽³⁾
謹々上 前司御館

【校訂註】

- (1) 諸…「諸」「請」と傍書(伴、「請」(大))
- (2) 近將…「道將」(底)、「近時」「進將イ」と傍書(史)、「近時」(豊)、「進將」(紅)、「進將」(二字目に「近」と傍書)(伴)
- (3) 〈某〉…「某」(紅・東・伴・大)
- (4) 次行に「謹々上 前司御館」とあり、重複(東)

【書を下し】

前司の館に送る書状

某謹言。除目の案内、定めて風聞候ふか。御上道何程か。然るべくは、洛下に於て待ち奉るべく候ふ。諸れ近く將に執啓せむとす。謹言。

月 日 加賀守(某)

謹々上 前司御館

【註】

- (1) 除目の案内 在国の前司に対して、除目の結果を伝え聞いているか確認している。⑮文書の「除書を披き闔る」という表現に対応する。
- (2) 上道 出発すること。任国より京に出発する時期を前司に尋ねている。
- (3) 洛下に於て 京内で前司を待つ旨を述べている。前司の入京が、新司の出發に先行する場合を想定した表現である。国司の交替に

あたっては、新司着任後に任国において交替政がおこなわれた〔群載〕卷二二^⑳・18・22〕。交替政は引き継いだ公文と官物等との対照をとまなうものであり、前司は交替政が完了して放還されるまでは任国を離れて他所に赴くことができなかつた〔延喜交替式〕。この原則からすれば、本文書の如く新司が前司を京内で待つ事態は想定しがたいが、実際には替解後の前司が任意に入京してしまう場合も多く〔三代格〕卷五・貞観十二年（八七〇）十二月二五日太政官符など）、本文書もこのような実態を考慮したものと考えられるか。ただし、本文書と一連のものである^⑳文書によれば、前司は原則通りに任国で新司の到着を待つていようである。ここで新司が前司を京内で待つと述べていることも単なる常套句の域を出るものではなく、実際の手続きとは即応しない可能性もある。

(4) 執啓 取り次ぎ申し上げること。書状での用例としては、康保三年（九六六）八月三日清胤王書状（平・二九六、「諸事追執啓如此、清胤謹言」）などがある。

【文書の位置づけ・機能】

受領に任命された新司が、任国にある前司の館にあてた書状である。新司に任命されたことを前司に伝え、前司の入京時期を尋ねる内容をもつ。新司は任命後に吉日を選んで任国に赴任する〔群載〕卷二二^⑳・2〕が、それに先立ち前司に対して書状を送る慣例があったことになる。

本文書と同様に任国赴任に先立つ前司と新司との間の書状である^⑳文書、加賀国の国司交替に関わる点で共通する^⑫文書と、本文書はそ

れぞれ関連を有している。さらに、^⑫文書は延喜十年（九一〇）の年紀を有しており、^⑳文書と一連のものと考えられる頓料解文書様^⑲も同年のものであることから、結局本文書と^⑫・^⑳・^⑲文書は延喜十年（九一〇）の加賀国の国司交替に関わる一連の文書群である（佐藤泰弘「平安時代の国務文書」『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇二）。したがって、本文書は書状としての性格から年紀を欠くものの、延喜十年のものと確定できる。

本文書が『群載』に収録された経緯については、^⑫文書の本項参照。

【関連史料】

^⑫・^⑳・^⑲文書

【参考文献】

佐藤泰弘「平安時代の国務文書」〔日本中世の黎明〕京都大学学術出版会、二〇〇二）

（北村 安裕）

⑳ 遣新司許書状書様

献新司許書

⁽¹⁾ 某頓首謹言。披閱除書、被拜任當國、本意已足、喜悅亦深。幸甚々々。⁽²⁾
⁽⁴⁾ 抑熊軾期、⁽⁵⁾何程許乎。⁽⁶⁾ 槿承案内、可參仕境間。但御頓料解文、注別紙
⁽⁷⁾ 謹以進上。伏賜恩納跪所望也。⁽⁸⁾ 〔某〕頓首謹言。
⁽⁹⁾ 謹々上新司殿（政所）

【校訂註】

- (1) 某…「某」(史・豊)
 (2) 亦…「思」(紅)、「思」(亦)と傍書(伴)
 (3) 々々…「々」(葉)、「云云」(々々)と傍訂(伴)
 (4) 熊…「熊」(態)と傍訂(伴)、「態」(大)
 (5) 期…「之期」(二字目に「胡イ」と傍書(史・豊)、「之期」(紅・東・大)、「之胡」(二字目を「期」と傍訂(伴))
 (6) 何…「仰」(何)と傍書(伴)
 (7) 乎…「乎」(早イ)と傍書(史)、「早」(紅)、「早」(歟)と傍書(伴)
 (8) 伏…「状」(紅)、「状」(伏)と傍書(伴)
 (9) 前行に「月 日」とあり(史・豊)

【書き下し】

新司の許に献ずる書

某頓首謹言。除書を披き閱るに、当国に拝任せらるること、本意已に足り、喜悅亦深し。幸甚々々。そもそも熊軾の期、何程許か。慥かに案内を承け、境間⁽³⁾に参り仕るべし。但し御頓料解文は、別紙に注して謹みて以て進上す。伏して恩納賜らむを跪きて望む所なり。〈某〉頓首謹言。

謹々上新司殿(政所)

【註】

- (1) 除書 ここでは新司の人事についての記録をさす。除目の結果を記した記録は書き写されて(『小右記』寛仁二年(一〇一八)六月二十日条、「頼光所献雜物色目、人々写書宛如除書」)流布した

可能性があり、実際に前司のもとにかような「除書」がもたらされたか。あるいは実際に記録がもたらされたのではなく、風聞があったことを修辭的に「披閱除書」と記している可能性もある。
 熊軾の期 熊軾とは、中国で郡県の公侯・刺史などが使用した車(軾)の前方の横木のこと。このことから、日本において受領の異称としても用いられた(『拾芥抄』位階部・唐名大略など。なお、同書は「能軾」とする)。ここでの「熊軾」は、『文書』の「御上道」と対応する表現であることから、新司の任国への出発を意味するようであり、国司そのものというよりは原義通り国司の使用する車を指すのであろう。

- (2) 境間 前司が、「境間」に参り仕えるべきことを述べている。用字から、官人らが新司を迎える儀式である境迎(『群載』卷二二(38・8)などが想起されるが、境迎に前司は参加しないことから、ここでは交替政に備えて任国内で待つ意か。

- (4) 御頓料解文 ⑱文書参照。

【文書の位置づけ・機能】

任国にある前司から、京にいる新司にあてた書状である。⑫・⑬・⑭文書と一連のもので、延喜十年(九一〇)のものと思われる(⑬文書の本項参照)。⑰文書に関連し、国司就任を祝し、新司の任国への出発時期を問いつつ、自らは任国内で待つことを明示する内容となっている。出発時期についての質問は⑰文書と本文書の両方に見え、互いに相手の問いには答えていないことから、両者は相手の書状を前提とせずに発信しているとも考えられるが、前司が規定通りに任国内で待つ旨を述べた本文書によって⑰文書の問いは解消されているとも考

えられよう。したがって、本文書の発信時期は⑭文書とほぼ同時であるか、⑰より後であろう。なお、佐藤泰弘氏は、本文書を⑱文書にみえる頓料解文を送付するための書状とみなしているが、本文書には交替に関わる一定の意味も認められ、頓料解文の送付自体が主旨であるとはみなしがたい。

本文書が『群載』に収録された経緯については、⑫文書の本項参照。

【関連史料】

⑫・⑰・⑱文書

【参考文献】

佐藤泰弘「平安時代の国務文書」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一)

(北村 安裕)

⑲ 頓料解文

頓料解文

進上

新司頓料物事

合若干⁽¹⁾

右依例進上如件。

延喜十年 月 日 前司藤原朝臣

【校訂註】

(1) 干…「干」「干」と傍書(伴)

【書き下し】

頓料解文⁽¹⁾

進上す

新司頓料物の事

合せて若干

右例に依り進上すること件のごとし。

延喜十年^(九) 月 日 前司藤原朝臣^(二)

【註】

- (1) 頓料 法制史料等に国司の頓料に関する規定は見えず、詳細は不明であるが、『延喜式』によれば斎王や親王・東宮に初めてたてられた際に頓料(頓給料)が支給されることからすれば(齋院式20 頓給料条・主殿式12 諸司年料油条・春宮式29 東宮初立頓料条)、本文書の頓料とは初任時の支度料のようなものと考えられる。本文書によれば国司の頓料は国元から新司に送られ、延喜十年頃までは定例化していたようである。ただし、『小右記』治安元年(一〇二二)二月二日条では伯耆守に任じられた藤原資頼(実資の男)が「伯耆頓料麻百端」を道長に献上しており、またそれが「近代例」だとされている。その頃には国司の頓料は受領任官の謝礼として権力者に献上されるものになっていたらしい。
- (2) 前司藤原朝臣 未詳であるが、本文書は⑫・⑰・⑱文書と一連のものと考えられるので、前加賀守であろう。

【文書の位置づけ・機能】

⑱文書に明記されるように、⑱文書と共に任国の前司から京の新司

へと充てられた文書で、頓料そのものと共に新司のもとにもたらされたものである。

本文書が解としての体裁を整えていないにもかかわらず「御」頓料解文」とされる理由は定かではない。当時においては「解」の語義が公式令からは緩んでいたようである。相手を上に見たてる文書が「解」と呼ばれることがあり、あるいは誠実かつ確実に新司に頓料を届けることで、来たる交替政を有利に運ぼうという前司の意識が反映されているのかもしれない。

なお、本文書が『群載』に収録された経緯については、⑫文書の本項参照。

【関連史料】

⑫・⑬・⑭文書、『小右記』治安元年二月二日条

【参考文献】

佐藤泰弘「平安時代の国務文書」(『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一)

(大高 広和)

⑳山城新国司請給鉤匙解

山城国司解 申請 官裁^①

請被給鉤匙開檢不動倉状

右謹検案内、不動之物、理須算計。非加開檢、何知積高。望請 官裁^⑥。
被給鉤匙將備交替。仍録事状、謹解^⑩。

康平七年 月 日

従五位下行守橘朝臣経俊

案之、拜任受領之吏、在前申請文也。付官申納言。^⑪

【校訂註】

- (1) 裁…「裁」(葉・紅)、「裁」(「裁」と傍書)(伴)
- (2) 鉤…「鈞」(葉・伴)、「鈞」(紅)、「鈞」(東)
- (3) 匙…「匙」(葉)、「匙」(紅)、「起」(「匙」と傍書)(伴)
- (4) 算…「□」(残画)「底」(底)、「管」(葉・東)、「竿」(「算」と傍書)(伴)
- (5) 何…「仰」(「何」と傍書)(伴)
- (6) 裁…「裁」(葉・紅)、「裁」(「裁」と傍書)(伴)
- (7) 被…「披」(「被」と傍書)(伴)
- (8) 鉤…「鈞」(葉)、「鈞」(紅・東)、「鈞」(「鉤」と傍書)(伴)
- (9) 匙…「匙」(葉)
- (10) 解…「行」(紅)、「行」(「解」と傍訂)(伴)
- (11) 在…「在亦」(「在」に「字」に「在」と傍書し、二字目を「在」と傍訂)(伴)
- (12) 申…「中」(底・紅・伴)

【書を下し】

山城国司解し 申し請ふ 官裁の事

鉤匙を給はられ、不動倉を開檢せむことを請ふ状

右謹みて案内を検ずるに、不動の物、理須く算計すべし。開檢を加ふるに非ずは、何ぞ積高を知らむ。望み請ふらくは 官裁を。鉤匙を給はられ、將に交替に備へむとす。仍て事状を録し、謹みて解す。

〔一〇六四〕
康平七年 月 日

從五位下行守橘朝臣経俊

之を案するに、受領を拜任するの吏、在前に申し請ふ文なり。⁽⁷⁾
⁽⁹⁾官に付して納言に申す。

【註】

- (1) 鉤匙 不動倉のカギ。延喜中務式によれば、各国の不動倉の鉤匙は、国司によって中央に提出された後、中務省が保管することとなっていた。国司の交替時、または倉の修理の際などに交付された〔延喜交替式〕。本文書は、新司が鉤匙を申請した解文である。
- (2) 不動倉 満倉となった後、カギを中央に進上し、国司・郡司による自由な開閉を許さなかった正倉をいう。和銅元年（七〇八）に貯積が開始され、九世紀末に至るまで蓄積が進められた。しかし九世紀以降、国衙財政における中央の用途への負担が増大する中で、大粮下行や位禄給用の充用に加え両別納制（年料租春米・年料別納租穀）の成立により、支出を補うため不動穀が消費されていくこととなった。渡辺晃宏氏は、郡家遺構が十世紀以降存続しないとみられる例が多いことから、不動倉もこの時期に消滅に向かったとする（『平安時代の不動穀』『史学雑誌』九八・一二、一九八九）。本文書の「不動倉」も、実態とは離れた形式的な表現である可能性がある。
- (3) 不動の物 不動穀。本来は、満倉となった倉を国司が不動倉として検封することによってはじめて、その内容を不動穀と称していた。しかし渡辺氏によれば、減少の一途を辿る不動穀を拡充し

その用途を確保するため、康保元年（九六四）官符によって、義務化された年料である一般の新委不動（「官符」と、受領の任意貯積である別功不動（「別功」）の二方式を内包する、新委不動穀制が創設された（『江家次第』卷四定受領功課事、『北山抄』卷三定受領功過事）。これにより、不動倉の存在を前提としない、中央の立用に供するための新たな財源としての不動穀が成立した。本文書の時期の不動穀はこの新委不動穀制に基づくものであるが、ここでは実存しない不動倉の開検を行おうとしており、実態とは離れた形式上の文書に過ぎないことがうかがえる。

- (4) 算計 かぞえはかること。
- (5) 積高 不動倉は類稲ではなく穀で貯め置くことになっており、貯蓄された状態の積み高を指す（『三代格』卷八・寛平九年（八九七）五月十三日官符）。
- (6) 橘朝臣経俊 ほかにみえず。
- (7) 之を案に申す 当該箇所は、太政官に提出された山城国解に本来あった文言ではなく、後補である。しかし補筆された段階については、三善為康が『群載』編纂時に記したのか、あるいは為康が手に入れた原資料に施されていた案文なのか、二通りの可能性が考えられる（彌永貞三「朝野群載」『国史大系書目解題』上巻、吉川弘文館、一九七二）。
- (8) 在前 事前。前もって準備がなされていること。
- (9) 官に付に申す 『北山抄』卷七申大中納言雜事に、奏上すべき事案として「申請不動鉤匙事」がみえる。森田悌氏によれば、撰期の官奏は主として不堪佃田・減省・鉤匙に限定されてくるが、鉤匙奏が吉書化しながらも残ったのは、受領功過に関係するため

だったと考えられる（「奏請制度の展開」『日本古代の政治と地方』高科書店、一九八八、初出一九八五）。この案文は、本文書の処理について、弁官を通じて大・中納言に申文することを示している。

【文書の位置づけ・機能】

本文書は、国司交替に際して、新司が不動倉開検のため鉤匙を申請した国解である。八世紀末以降、国務に関する種々の権限や責任が受領に集中することによって、新たな考課制度として受領考課制度が成立した。その要となるのが受領功過定であり、多くの点が審議されたが、その中の勘解由勘文に、不動穀に対する評価が記載されていた（『江家次第』巻四定受領功課事）。註⁽³⁾で述べた如く、本文書が作成された康平七年は新委不動穀制下であるが、特に別功不動（別功）の認定については、新司が任国に到着後、倉を開検して蓄積の事実を確認し、正税帳に附する必要があった（『北山抄』巻十吏途指南）。

しかし当該時期においては既に不動倉は廃絶しているとみられ、また中央政府は新委不動穀が保管された倉の個別把握を放棄している中で、新司が不動倉開検のために鉤匙を申請した本文書は、その実態的意義を完全に喪失していると考えられる。渡辺晃宏氏が指摘するように、十世紀末には不動倉開検申請解は吉書として扱われており（『小右記』正暦四年（九九三）四月二八日条）、本文書も、年紀を鑑みれば吉書とみて問題なからう。くわえて「不動之物、理須算計。非加開検、何知積高。」という部分は、『三代格』巻八所収の寛平九年五月十三日官符にほぼ同文がみえることから、実態を伴わない定型化された表現であることをうかがわせるに充分である。吉書化は不動倉の消滅

と新委不動穀制の成立によって促されたものとみられるが、一方で十一世紀前半においても受領の間には、不動穀の使用には中央の裁許が必要であるという共通認識が存在していた点に留意しておきたい（『小右記』長元三年（一〇三〇）五月十四日条）。つまり、諸国の郡に実際に不動倉が存在し、中央政府によって統括されていた時代の記憶が、名称は同じでありながらもその内実は別物である新委不動穀に投影されることによって、不動倉開検申請解は吉書として存続していったと考えられるのである。

なお渡辺氏は、山城国が新委不動穀設置国でないにもかかわらず不動倉開検申請解を提出していることに注意を向けているが、『北山抄』巻三定受領功過事にみえる新委不動穀不設置の八箇国（山城・志摩・尾張・丹波・安芸・長門・対馬・壱岐）のうち、五箇国までが申請解を提出していることが確認でき（先の括弧内の傍線部。『権記』寛弘六年（一〇〇九）三月十四日条などを参看）、新委不動穀の有無と申請解は、理念上関係性が薄いようである。

最後に、本文書が『群載』に収載された経緯についてであるが、山城国守である橘経俊の経歴が不明であるため、推測は難しい。しかし、具体的な年紀や作成者が記されていることから、^⑮文書のように文例集からの引用とは考えにくく、三善為康の交友関係に基づいて入手したのだろう。

【関連史料】

延喜中務式55不動倉論条、『延喜交替式』、『北山抄』巻三定受領功過事、巻七申大中納言雑事、巻十吏途指南、『江家次第』巻四定受領功課事、『三代格』巻八・寛平九年五月十三日官符、『小右記』正暦四

年四月二八日条、長元三年五月十四日条

【参考文献】

- 渡辺晃宏「平安時代の不動穀」(『史学雑誌』九八・一二、一九八
九)、森田悌「奏請制度の展開」(『日本古代の政治と地方』高科書店、
一九八八、初出一九八五)、寺内浩『受領制の研究』第三編「受領考
課制度の研究」(塙書房、二〇〇四)、五味文彦「文士と諸道の世界」
(『書物の中世史』みすず書房、二〇〇三)

(吉永 匡史)